

# 報 道 資 料

平成 28 年 8 月 16 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2388

## 奈良県情報公開審査会の第 183 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 176 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 8 月 12 日
  - ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
  - ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（奈良県香芝警察署）
  - ◎ 対象行政文書：報告票（平成 22 年 1 月～平成 23 年 10 月分）
  - ◎ 諮問に係る処分と理由
    - 決 定：不開示決定
    - 不開示理由：条例第 7 条第 2 号に該当
      - 特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
      - 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
- 条例第 7 条第 4 号に該当
- 交通取締りに関する情報であって、公にすることにより、交通指導取締りの年間水準等が類推できるなど、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
- 条例第 7 条第 6 号に該当
- 交通取締業務に関する情報であり、公にすることにより、交通指導取締りの年間水準等が類推できるなど、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
  - ◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、奈良県香芝警察署の警察官が平成 22 年 1 月から平成 23 年 10 月までの期間に作成した交通違反点数切符のうち、記載内容の変更が行われたものに係る報告票である。交通違反点数切符は複写式となっており、報告票は、違反を告知した警察官が所属長に報告し、当該所属において保管されるものである。

本件行政文書には、交通違反の取締りを行った場合の違反者の氏名、住所等違反者個人の情報及び違反の日時、場所、違反行為の内容等が記載されている。

#### 2 条例第 7 条第 4 号該当性について

条例第 7 条第 4 号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

諮問実施機関は、本件行政文書に係る情報について、条例第 7 条第 4 号に該当するとしているので、以下検討する。

報告票は、交通違反告知を行う際に作成されるものであることから、報告票の枚数は、点数切符により処理された交通違反の件数を表すこととなる。

諮問実施機関は、報告票の一部分でも開示すれば、その枚数が明らかになり、当該枚数は特定の所属における交通違反の件数を表すことから、これによって当該所属における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別等が明らかになり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、報告票全体を不開示とする必要があると説明している。

この点について、本件開示請求は、特定の警察署を名指ししたものであることから、開示された文書の枚数は、当該警察署において処理された交通違反の件数を表すことになると認められる。さらに、本件開示請求のように補正等がなされた報告票について一部開示決定を行い、別途、補正等がなされなかった報

告票について開示請求がなされた場合にも一部開示決定を行うことになれば、それらの枚数を合計することにより、特定の所属において点数切符により処理された交通違反の件数が明らかになると認められる。

次に、当該件数が明らかになることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて検討する。

諮問実施機関の説明によると、交通取締りは、各警察署等の管轄区内における交通違反及び交通事故の実情、住民の要望及び苦情、取締りに適した場所の有無等勘案し、実施するものであり、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別等が反映されることである。

そして、交通取締りの対象となる交通違反は、道交法第8章に規定する罰則が適用されうることから、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別に係る情報は、犯罪の捜査等に係る情報としての側面を有するものと認められる。

また、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別が明らかになると、取締り体制の弱い警察署管内での交通違反行為、又は取締り件数の少ない交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがあるという諮問実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

したがって、当該件数は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

以上のことから、本件行政文書全体を不開示とした本件決定は妥当であると認められる。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年11月5日		
② 決定	平成23年11月18日付けで不開示決定		
③ 審査請求	平成23年11月20日		
④ 諮問	平成23年12月15日		
⑤ 経過	平成28年3月11日	第193回審査会	審議
	平成28年4月28日	第194回審査会	審議
	平成28年5月26日	第195回審査会	審議
	平成28年6月23日	第196回審査会	審議
	平成28年7月28日	第197回審査会	審議